

令和3年度滋賀県スクールカウンセラー募集要項

滋賀県教育委員会

滋賀県教育委員会では、学校におけるカウンセリング機能の充実を図り、教員の資質向上と児童生徒の諸課題の解決に資するため、児童生徒の心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを公立小学校、中学校、義務教育学校および高等学校等に配置等しています。つきましては、次のとおり滋賀県スクールカウンセラーを募集します。

1 職務内容

滋賀県スクールカウンセラーは、校長(緊急訪問の場合は県教委)の指導監督の下に、概ね次の職務を行う。

- ・児童生徒・保護者へのカウンセリング活動
- ・児童生徒に関する情報収集・提供
- ・校内(ケース)会議や研修会等で教職員に対する助言・支援
- ・関係機関の紹介等保護者に対する助言・支援
- ・必要に応じて学校におけるいじめ防止等の対策のための組織に助言
- ・その他児童生徒のストレスなどへの対処方法等に資する教育プログラム(心理授業等)や保護者への講演会等、各学校において適当と認められること

2 募集人員

- ・20名程度(予定)

3 応募資格

(1)次の①についてはア～オのいずれか、②についてはカ～ケのいずれかに該当する者

①スクールカウンセラー

- ア 公認心理師
- イ 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
- ウ 精神科医
- エ 児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師(常時勤務をする者に限る)又は助教の職にある者又はあつた者
- オ 都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者
※ただし、臨床心理士以外は、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者とする

②スクールカウンセラーに準ずる者

- 次のカ～ケのいずれかを満たす者で、学校心理士の資格を有する者
- カ 大学院修士課程を修了した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- キ 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
- ク 医師で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- ケ 都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

(2)地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない者

4 勤務条件

(1)任用期間

令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)

※県教育委員会が必要と認めた場合は、原則として4回まで任期を更新することができる

(2)勤務場所

県内の公立小学校、中学校、義務教育学校および高等学校

(3)勤務時間

・別に定める年間の派遣時間に応じ、原則として、1回3～4時間

※年間の配置時間は、概ね80時間～200時間程度

※1人1校ないし複数校勤務

・1日あたり7時間を超える勤務および週あたり28時間を超える勤務はできない

(4)報酬等

①報酬 規定により支給

②交通費 通勤、出張に係る交通費を規定により別途支給

※令和2年度について

・報酬額(時間給)は、上記「3 応募資格」(1)の①に該当する方は5,000円、②に該当する方は3,000円

・保険は、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法の定めるところによる

・年次有給休暇は、採用日から起算して6箇月継続勤務し、全労働日の8割以上を出勤していれば、7箇月目から定められた日数を付与する

5 応募方法

滋賀県ホームページよりエントリー用紙をダウンロードし、下記応募先に郵送する

応募の締め切りは、令和2年12月18日(金)(当日消印有効)

6 選考日程等

(1)選考方法 個人面接及び書類選考

(履歴書に必要事項を記入したものと、資格等を証明するものの写しを当日持参すること)

(2)選考日時 令和3年1月13日(水)～1月20日(水)のいずれか

9時30分～12時、13時～17時(15分程度)

(3)選考場所 滋賀県庁(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号)

(4)選考結果 令和3年2月中旬ごろまでに郵送にて通知

7 その他

・合格者には、勤務開始前に健康診断書を求めます。

・令和3年度の予算確定前であるため、勤務条件等は変更になる場合があります。

<問合せ先・応募先>

滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課 生徒指導・いじめ対策支援室
担当 曾我(そが)

所在地 〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁新館6階

電話 077-528-4668